

グループホーム三愛

運営規程

(目的)

第1条 この規程は、三愛ライフネット株式会社が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「グループホーム三愛」とする。

所在地： 横浜市金沢区西柴2-28-8

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 8名（常勤2名、非常勤6名、内兼務1名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、6名とする。

(利用基準)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用者は、要介護者であって認知症の状態にあるものとする。その認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方は、共同生活を送ることに支障があると考えられることから除くこととする。

（身元引受人）

第8条 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがある。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではない。

2. 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となるとともに、事業者が必要性を認め要請したときは、これに準じて事業者と協議し、身上看護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り、費用の清算等を行うことに責任を負うものとする。

（利用者及び利用者代理人の権利）

第9条 利用者及び利用者代理人は、当グループホームのサービスに関して以下の権利を有する。

これらの権利を行使することによって、利用者は如何なる不利益を受けることはない。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する。
- ② 生活・サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由・好み・主体的な決定が尊重される。
- ③ 安心感と自信がたもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれる環境で生活ができる。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護が継続的に提供される。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについての援助が受けられる。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行える。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的拘束・制限がなされることなく、自由な生活を送れる。

（利用者及び利用者代理人の義務）

第10条 利用者及び利用者代理人は、当グループホームに関して以下の義務を負う。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供せねばならない。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しない。
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従う。
ただし、利用者または利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて、利用者及び利用者代理人が責任を負うことを約した場合はその限りでない。
- ④ 提供される各種のサービスに異議がある場合は速やかに、管理者に通知・連絡すること。
- ⑤ 市町村及び法・省令に基づく検査・調査について利用者及び利用者代理人は協力する。

（介護の内容および必要な対応）

第11条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

介護保険給付対象サービスとして、下記のサービスを提供する。ただしこれらのサービスは内容ごとに区分することなく包括的に提供される。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - ② 日常生活上の世話、入居者本人の希望に沿った生活への支援
 - ③ 日常生活の中での機能訓練
 - ④ 入居者の生活全般についての相談、援助
2. 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別添の「重要事項説明書」のとおり提供する。
 3. 利用者に対して、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供する。

4. 身体拘束その他、利用者の行動を制限することはしない。利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかしその場合において、速やかな解除に勤め、利用者本人、利用者代理人への理由及び経過の説明をする。
5. 利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要を認められた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるように援助する。
6. 利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるように援助する。
7. 事業者は、サービス提供体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別添の重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとる。

(介護計画の作成)

- 第12条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
2. 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 3. 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、介護計画の内容の変更を申し出ることができる。事業者は、明らかに変更の必要がない場合、利用者及び利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うよう介護計画を変更する。
 4. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等の支払)

第13条 事業者は利用者または利用者代理人に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外のサービスについて、下記及び、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等の請求し支払いを受ける。積算内訳は別紙料金表のとおりとする。

① 家賃	65,000円
② 食材費	39,000円
③ 水道光熱費	15,000円
④ 管理費	<u>10,000円</u>
<1ヶ月の生活費>	129,000円
⑤ 入居時の一時金	360,000円

入居時に施設設備費として、36万円を徴収する。支払いは入居時一括払い、又は月1万円（36回）の分割払いとする。償却は入居時初年度12万円、次年度より毎月1万円とし3年間で償却する。退去時には残金を清算し利用者または、利用者代理人に返金する。

- ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用（入居者希望による日常生活物品、嗜好品、理美容代、おむつ代、行事・レク食費、医療費本人負担、退去時諸費用等）は実費負担とする。
2. 月の中途における入居または退去については暦日により日割り計算とする。
3. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座引落によって指定期日（毎月末）までに支払うものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第14条 入居後利用者の状態が変化し、第7条に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。次の各号の何れかに該当する場合は、この契約を終了する。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援Ⅰと認定された場合。
- ② 利用者が死亡したとき。
- ③ 利用者または利用者代理人が第15条に基づき本契約の解除を申し出、予告期間が満了したとき。
- ④ 事業者が第16条に基づき本契約の解除を申し出、予告期間が満了したとき。
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期に当グループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが決まったとき。

ただしその場合において、利用者及び利用者代理人と事業者が協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができる。

- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への本入所が決定し、受け入れ可能となったとき。

（利用者及び利用者代理人の契約解除）

第15条 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、7日以上の予告期間において、この契約を解除することができる。

（事業者の契約解除）

第16条 事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合には適切な予告期間において、この契約を解除することができる。事業者は契約解除にあたって、次の2号を除き、利用者及び利用者代理人に対して十分な説明・弁明の機会を設けるものとする。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月滞納したとき。
- ② 感染性疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れありと医師が認め、かつ利用者の退去が必要であるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- ④ 利用者または利用者代理人が故意に法令その他契約条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

（退去時の援助）

第17条 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第18条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、就業中及び退職後も、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第19条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第20条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、事業者の責任に帰すべき過失等により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第21条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第22条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第23条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

（その他運営についての重要事項）

第24条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業の健全な運営のため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業主及び管理者が協議の上定めるものとし利用者及び利用者代理人の承諾を得るものとする。

付 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。